

日程第 2 議案第 23 号

熊谷市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

熊谷市教育委員会傍聴人規則（平成 27 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（写真等の撮影及び録音等の禁止）

第 9 条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た者は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

熊谷市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則案新旧対照表

熊谷市教育委員会傍聴人規則（平成27年3月31日教育委員会規則第6号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（写真等の撮影及び録音等の禁止）</u></p> <p><u>第9条</u> 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p>（退場、入場の禁止等）</p> <p><u>第10条</u> 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長は、これに退場を命ずることができる。</p> <p><u>第11条</u> 教育長は傍聴席が満員となり会議の運営に支障があると認めるとき、又は取締上必要があると認めるときは、後の入場を禁止することができる。</p> <p><u>第12条</u> 教育長が傍聴を禁止したとき、又は退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。</p>	<p>（退場、入場の禁止等）</p> <p><u>第9条</u> 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長は、これに退場を命ずることができる。</p> <p><u>第10条</u> 教育長は、傍聴席が満員となり会議の運営に支障があると認めるとき、又は取締上必要があると認めるときは、後の入場を禁止することができる。</p> <p><u>第11条</u> 教育長が傍聴を禁止したとき、又は退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。</p>